[redacted]

監督員・補助員の業務　11月25日（金）　刑事裁判

[redacted]

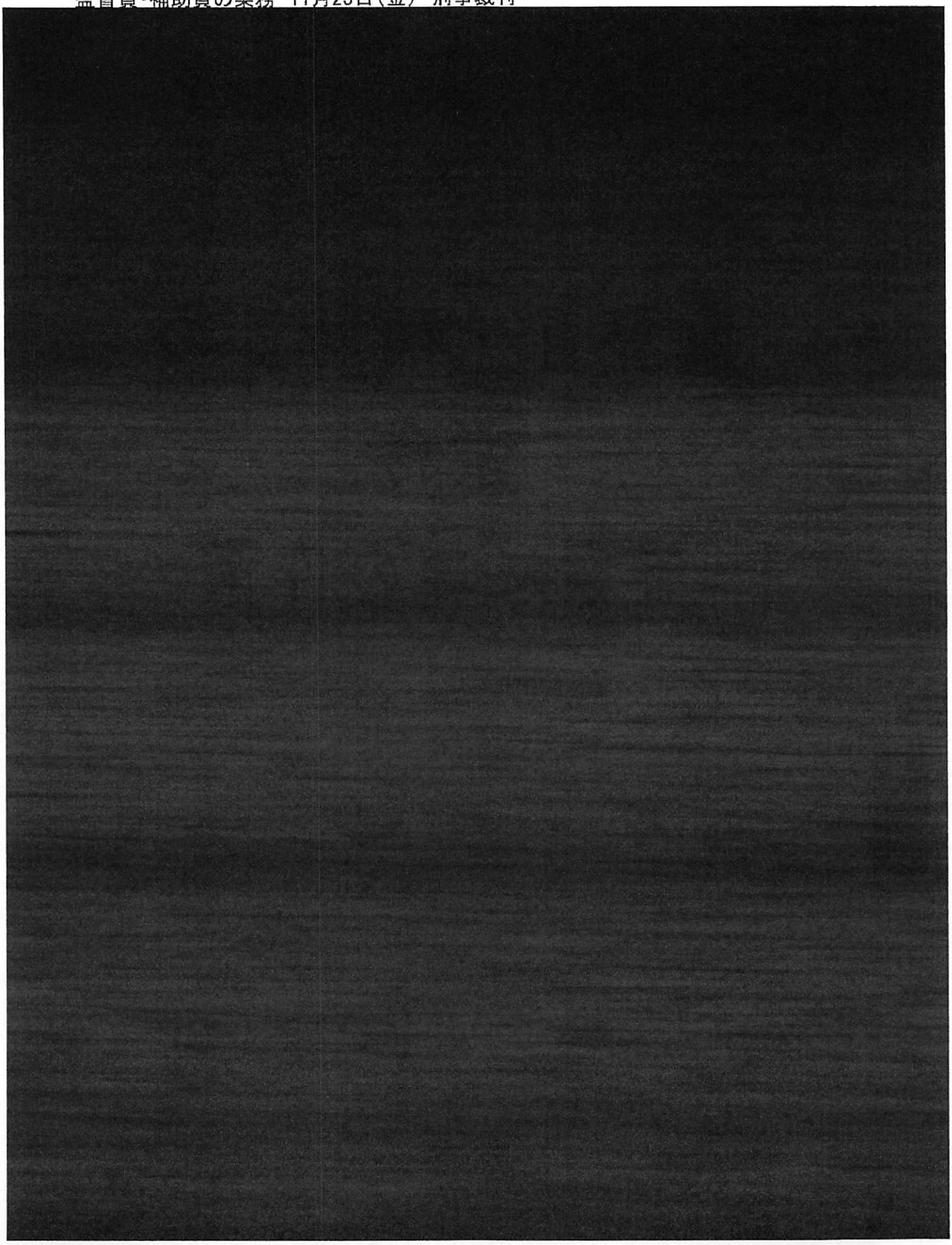

監督員・補助員の
業務
答案処理の作業

監督員・補助員の業務　答案処理の作業　11月18日～24日（除く、最終日）

[redacted]

監督員・補助員の業務　答案処理の作業　11月18日～24日（除く、最終日）

[redacted]

監督員・補助員の業務　答案処理の作業　11月18日～24日（除く、最終日）

[redacted]

監督員・補助員の業務　答案処理の作業　11月25日（最終日）

[redacted]

監督員・補助員の業務　答案処理の作業　11月25日（最終日）

[redacted]

監督員・補助員の業務　答案処理の作業　11月25日（最終日）

[redacted]

監督員・補助員の業務　答案処理の作業　11月25日（最終日）

[redacted]

資料・様式等

【 持込可能物（特例措置の対象とならない物） 】 応試心得 第４参照

※少しでも疑義のある物は，考試事務室に確認し，指示を仰ぐこと。

第１ 食品

1 昼食時以外にも飲食可能な食品

次の条件を全て満たす食品

① 箸，スプーン，フォークなどを使用せずに食べることができる。

② 食事にあたらない物

③ 強い匂いがする，食べるのに大きな音がするなど，他の応試者に迷惑をかけない物

具体例

① 飲料（水筒，ペットボトルのように開栓後に再度密閉が可能な飲み物）

② ゼリー状飲料

③ 滋養強壮飲料

④ あめ，ガム，チョコレート

⑤ 栄養調整食品（カロリーメイトなど）

⑥ ビスケット，クッキー

2 昼食時のみ飲食可能な物

具体例

① 弁当

② おにぎり

③ パン，サンドウィッチ

④ ヨーグルト，ゼリー

第２ 食品以外

具体例

① 黒インクのペン（ボールペン，サインペン及び万年筆を含む。）
答案作成にはインクがプラスチック製消しゴム等で消せるペンは使用不可

② 黒以外の色のペン類，鉛筆，色鉛筆，消しゴム，定規

③ 時計（時計機能のみ使用できる。ストップウォッチ機能、タイマー機能は使用不可）

④ 防寒具（カイロを含む），薬（注射によって摂取するものを除く），冷却シート・湿布（体に貼りつけるもので，匂いが他の応試者の迷惑にならないものに限る。），リップクリーム・ハンドクリーム（匂いが他の応試者の迷惑にならないものに限る。），クッション，座布団，腰当て，スリッパ，マスク，指サック，手首サポーター，ティッシュペーパー，ウェットティッシュ，耳栓（係員等の指示が聞こえるように留意して使用すること），拡大鏡（虫眼鏡）

考試 試験室一覧

棟	教室名	試験室名	階	応試者数	着席番号
西館	第1教室	第1試験室	1	50	1 ～ 50
西館	第2中教室	第2試験室	1	30	51 ～ 80
西館	第2教室	第3試験室	1	50	81 ～ 130
西館	第3中教室	第4試験室	1	30	131 ～ 160
西館	第3教室	第5試験室	1	50	161 ～ 210
西館	第4中教室	第6試験室	1	30	211 ～ 240
西館	第4教室	第7試験室	1	50	241 ～ 290
西館	第5中教室	第8試験室	2	30	291 ～ 320
西館	第5教室	第9試験室	2	50	321 ～ 370
西館	第6中教室	第10試験室	2	30	371 ～ 400
西館	第6教室	第11試験室	2	50	401 ～ 450
西館	第7中教室	第12試験室	2	30	451 ～ 480
西館	第7教室	第13試験室	2	50	481 ～ 530
西館	第8中教室	第14試験室	2	30	531 ～ 560
西館	第8教室	第15試験室	2	50	561 ～ 610
西館	第9中教室	第16試験室	2	30	611 ～ 640
西館	第9教室	第17試験室	2	50	641 ～ 690
西館	第10中教室	第18試験室	2	30	691 ～ 720
西館	第10教室	第19試験室	2	50	721 ～ 770
西館	第11中教室	第20試験室	3	30	771 ～ 800
西館	第11教室	第21試験室	3	50	801 ～ 850
西館	第12中教室	第22試験室	3	30	851 ～ 880
西館	第12教室	第23試験室	3	50	881 ～ 930
西館	第13中教室	第24試験室	3	30	931 ～ 960
西館	第13教室	第25試験室	3	50	961 ～ 1010
西館	第14中教室	第26試験室	3	30	1011 ～ 1040
西館	第14教室	第27試験室	3	50	1041 ～ 1090
西館	第15中教室	第28試験室	3	30	1091 ～ 1120
西館	第15教室	第29試験室	3	50	1121 ～ 1170
西館	第16中教室	第30試験室	3	30	1171 ～ 1200
西館	第16教室	第31試験室	3	50	1201 ～ 1250
西館	第17中教室	第32試験室	4	30	1251 ～ 1280
西館	第17教室	第33試験室	4	50	1281 ～ 1330
西館	第18中教室	第34試験室	4	30	1331 ～ 1360
西館	第18教室	第35試験室	4	50	1361 ～ 1410
西館	第19中教室	第36試験室	4	30	1411 ～ 1440
西館	第19教室	第37試験室	4	50	1441 ～ 1490
西館	第20中教室	第38試験室	4		～
西館	第20教室	第39試験室	4		～
西館	第21教室	第40試験室	4		～
西館	第22教室	第41試験室	4		～
西館	第1中教室	第42試験室	1		～
図書館棟	多目的ホール	第43試験室	1		～
図書館棟	多目的ホール	第44試験室	1		～

【試験開始時刻報告書】

試験開始時刻報告

（即時記入のこと）

試験開始のアナウンスをした時刻を記入してください

試験室監督員名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

試験室番号 ＿＿＿＿＿＿ 日付 ＿＿＿＿ 月 ＿＿＿＿ 日

試験開始時刻 ＿＿＿＿ 時 ＿＿＿＿ 分 ＿＿＿＿ 秒

備　考　定刻に試験開始できなかった場合はその理由を簡単に書く
詳細は試験室報告書に書くこと

上記記入後の回収手順

監督員記入 → 通路1 → 廊下係 → 廊下チーフ → 考試事務室

試験開始時刻報告

（即時記入のこと）

試験開始のアナウンスをした時刻を記入してください.

試験室監督員名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

試験室番号 ＿＿＿＿＿＿ 日付 ＿＿＿＿ 月 ＿＿＿＿ 日

試験開始時刻 ＿＿＿＿ 時 ＿＿＿＿ 分 ＿＿＿＿ 秒

備　考　定刻に試験開始できなかった場合はその理由を簡単に書く
詳細は試験室報告書に書くこと

上記記入後の回収手順

監督員記入 → 通路1 → 廊下係 → 廊下チーフ → 考試事務室

【出席確認表】

9:45 出席確認表

年　月　日（　）

階　担当者氏名：

試験室	全員出席（○印を記入）	遅刻者		
		氏名	着席番号	受験番号

【出欠席者調査表】

司法修習生考試

出欠席者調査表

（1／1）

試験室名　第　1　試験室　　監督員名

	11月18日	11月21日	11月22日	11月24日	11月25日	備考
出席者数						
欠席者数						
計						

着席番号	11/18	11/21	11/22	11/24	11/25	着席番号	11/18	11/21	11/22	11/24	11/25
1						26					
2						27					
3						28					
4						29					
5						30					
6						31					
7						32					
8						33					
9						34					
10						35					
11						36					
12						37					
13						38					
14						39					
15						40					
16						41					
17						42					
18						43					
19						44					
20						45					
21						46					
22						47					
23						48					
24						49					
25						50					

備考：監督員は、出欠欄には欠席者のみ「×」を鉛筆で記入すること。（レ点及び○印は禁止）

【試験室報告書】

平成　　年　　月　　日

司法修習生考試

試験室報告書

試験日：　　月　　日　試験科目：

試験室：　第　　試験室　監督員：

	試験開始時刻	試験終了時刻
監督員確認欄	時　分　秒	時　分　秒
特記事項	開始が遅れた場合の理由・・・	

質問・対応

時間	本試対応者	質問内容	回答結果

特記事項（トラブル・クレーム等）

トラブルを対応した応試者の①着席番号②受験番号③氏名を明記すること

	試験開始時刻	試験終了時刻
補助員確認欄	時　分　秒	時　分　秒

※　実際に担当した監督員・補助員（一人でよい）が記入すること。

※　開始・終了時刻は、監督員及び補助員の時計（時刻合せしたもの）の時刻を記入すること。必ず、試験の正味時間を確保すること。

※　監督補助員は開始・終了時刻についても、監督員を補佐し、時刻の告知等に疑問があればただちに監督員に申し出ること。

【質問票】

平成　　年　　月　　日

司法修習生考試

質問票

応試者から質問等を受けましたので、以下の通りご報告いたします。

考試実施日	平成　年　月　日	考試科目名	
試験室	第　　試験室	監督員確認印	
応試者氏名		聞き取り時間	時　分
着席番号		受験番号	

※緊急を要すると判断される場合は、直ちに運営責任者に口頭で報告後、この質問票を作成してください。

【聞き取り内容】　対応者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿（係名＿＿＿＿＿＿）

連絡時間：　時　分　□電話（連絡No.＿＿＿）　□考試事務室へ手渡し　どちらかにチェック

【考試事務室回答】　対応者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

回答時間：　時　分　□電話（連絡No.＿＿＿）　□試験室へ手渡し　どちらかにチェック

【応試者への対応】　時　分

本部	責任者

【答案用紙提出書】

司法修習生考試

答案用紙提出書

＊監督員は、次の項目を記入の上、答案の一番上に重ねる

考試実施日・考試科目	月　日	
監督員氏名		
試験室番号	第　　試験室	
着席番号	～	

※着席番号は、この表紙でまとめた最初と最後の番号全桁を記入する。

受験予定者数	名		
出席者数	名	欠席者数	名

＝

答案用紙冊数合計	冊	＝	通常回収答案 冊	＋	通常未了答案回収後の答案用紙冊数 冊
剥離票枚数	枚				

※考試事務室で切り離し後に記入すること

連絡を要する答案等

着席番号	連絡事項	(監督員) 本部への連絡	(本部員) 連絡の有無
		□○ □×	□○ □×
		□○ □×	□○ □×
		□○ □×	□○ □×
		□○ □×	□○ □×

※答案チェック終了後、監督員、本部員がそれぞれ必ずサインすること。

監督員	本部員

廊下係・喫煙係の業務

廊下係・喫煙係の業務　11月18日・21日・22日・24日・25日

[redacted]

廊下係・喫煙係の業務　11月18日・21日・22日・24日・25日

[redacted]

廊下係・喫煙係の業務　11月18日・21日・22日・24日・25日

[redacted]

廊下係・喫煙係の業務　11月18日・21日・22日・24日・25日

[redacted]

廊下係・喫煙係の業務　11月18日・21日・22日・24日・25日

[redacted]

考試試験室配置図（誘導用）

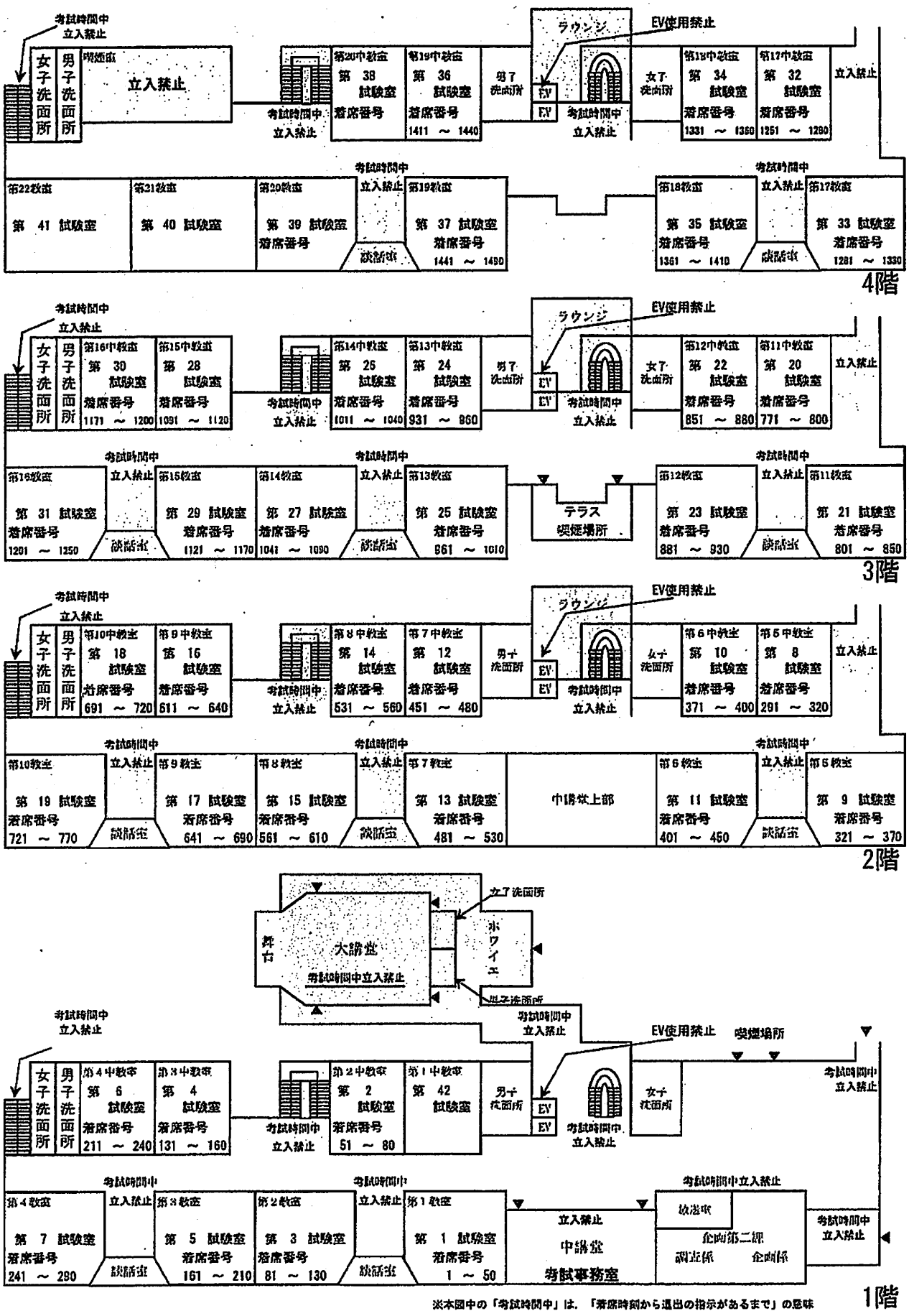

※本図中の「考試時間中」は、「着席時刻から退出の指示があるまで」の意味

応試心得

平成27年度（第69期）司法修習生考試応試心得

司法修習生考試委員会

応試者は，事前にこの応試心得を熟読し，記載されている事項について最高裁判所及び司法研修所事務局に照会することのないよう注意すること。

第１　考試日程

１　日時及び考試科目（全科目受験する。）

実施年月日	考試科目	着席時刻	考試時間
平成２８年１１月１８日（金）	検察	９時４５分	１０時２０分から１２時まで 及び １３時から１７時５０分まで の６時間３０分
〃　１１月２１日（月）	民事弁護	９時４５分	
〃　１１月２２日（火）	民事裁判	９時４５分	
〃　１１月２４日（木）	刑事弁護	９時４５分	
〃　１１月２５日（金）	刑事裁判	９時４５分	

２　昼食時間

１２時から１３時までの１時間

なお，昼食時間中の答案作成を認める。

３　会場

実務修習地が大阪，京都，神戸，奈良，大津及び和歌山以外の司法修習生	司法研修所
再受験希望者	
実務修習地が大阪，京都，神戸，奈良，大津及び和歌山である司法修習生	新梅田研修センター 大阪市福島区福島６丁目２２番２０号

第２　重要事項

> 答案は，試験監督者による考試時間終了宣言時に，答案用紙等の一番上に答案表紙を重ねた上，綴りひもで散逸しないよう結ぶことまで完了しているもののみ有効なものとして回収する。
>
> 考試時間終了宣言後の答案用紙等の綴り込み，綴り直し，挟み込み等は，一切認めない。

第３　不正行為

次に掲げる行為は不正行為とみなす。

不正行為を行った者については，当該考試日における応試の中止や，答案を無効とすることがある。

1　他の応試者の答案を閲読し，又は故意に他の応試者に同様の閲読をさせること

2　口頭又はメモで他者から答案作成の参考となる情報を得，又は他の応試者にそのような情報を与えること

3　携帯電話，ＰＨＳ，タブレット型パソコン，ウェアラブル端末等の通信機器を用いて，答案作成の参考となる情報を得，又は他の応試者にそのような情報を与えること

4　当該行為を禁止し，当該行為を行った場合は不正行為とみなす旨の事前の告知があったにもかかわらず，以下の(1)ないし(3)の行為を行うこと

(1) 応試者相互で談話をすること

(2) 携帯電話，ＰＨＳ，タブレット型パソコン，ウェアラブル端末等の通信機器を所持すること

(3) 貸与されたもの以外の資料や書籍を閲読し，又は故意に他の応試者に同様の閲読をさせること

5　以下の(1)ないし(4)の行為を行い，試験官又は係員が当該行為を中止するよう警告を与えても直ちに当該行為を中止しないこと

(1) 所定の試験時間終了後も答案を作成すること

(2) 所定の試験時間中に所定の筆記用具以外の私物を使用すること

(3) 許可を受けずにエレベーターを使用すること

(4) 立ち入り禁止場所へ立ち入ること

6　１ないし５に類する行為であって，考試の公正を害するおそれのある行為を行うこと

第４　持参する物

１　受験票	
２　筆記用具等 考試時間中，机上に置いて使用できる私物は以下のとおり （鞄の中にあるものを取り出す場合は，必ず挙手の上，試験室係員に申し出る。）	
答案作成に使用するペン	黒インクのペン （ボールペン，サインペン及び万年筆を含む。） ※　インクがプラスチック製消しゴム等で消せるペンは使用不可
草稿用等の筆記用具	・ペン類（黒以外のペンやマーカーも可） ・鉛筆，色鉛筆 ・消しゴム，定規
時　計	時計機能のみ使用できる。 ※　あらかじめ，アラーム機能は切っておく。 ※　ストップウォッチ及び時計のストップウォッチ機能・タイマー機能は使用不可
身の回り品 ※試験室係員が適宜点検する。 ※試験室係員の指示に従わない場合は，その物の使用を禁止する。	・防寒具，カイロ ・薬（注射により摂取するものを除く。） ・冷却シート，湿布（体に貼り付けるもので，匂いが他の応試者の迷惑にならないもの） ・リップクリーム，ハンドクリーム（匂いが他の応試者の迷惑にならないもの） ・クッション，座布団，腰当て ・スリッパ，マスク，指サック，手首サポーター ・ティッシュペーパー，ウェットティッシュ ・耳栓（係員等の指示が聞こえるよう留意すること。） ・拡大鏡（虫眼鏡）

● 上記以外の一切の私物の使用を禁止する。

※　筆箱，電子辞書，修正液，下敷き，私物の付箋，クリップ，ステープラ，扇子，うちわ，手袋等の使用も認めない。

※　これらの私物を持参した場合は，着席時刻までに全て鞄の中にしまう。

● 通信機器等（携帯電話，ＰＨＳ，タブレット型パソコン，ウェアラブル端末等の通信機能を有する電子機器）については，試験室への持込みを禁止する。

※　通信機器等を持参した場合は，各試験室係員が預かるのでその指示に従う。

３　昼食等

昼　食	各考試日とも持参すること。昼食のために外出することはできない。	
昼食以外	持込可能	ペットボトル，水筒等の開栓後に再度の密閉が可能な飲物
		あめ，ガム，栄養調整食品等の簡易に摂取可能で，匂いや音が他の応試者の迷惑にならない食品
	持込不可	蓋付きでない缶飲料，チルドカップ，紙パック等の開封後に密閉できない飲物

第５　応試要領

１　試験室

会場ごとの考試試験室配置図（８ページ及び１１ページ）のとおり

２　着席場所

別途配布する考試受験票記載のとおり

３　貸与資料

考試の全科目において，『デイリー六法 平成２８年版（三省堂発行）』を貸与する。

４　試験室への入室等

会場ごとの注意事項（７ページ及び９ページ）記載のとおり

５　考試期間中の注意事項

(1) 応試者は，考試期間中，会場ごとの考試試験室配置図（８ページ及び１１ページ）で示した場所のほか，立入禁止と表示された区域に立ち入ってはならない。また，締め切られた出入口及び利用が禁止された階段を通行してはならない。

(2) 応試者は，考試期間中，エレベーターを使用してはならない（特例措置（第６参照）を認められた者を除く。）。

６　考試時間中（着席時刻から退出の指示があるまでの間）の注意事項

(1) 試験室の内外を問わず，応試者相互の談話を一切禁止する。トイレや喫煙場所で声を掛け合うなどの行為も絶対にしないこと。

(2) 貸与されたもの以外の資料や書籍を閲読し，又はそれらを故意に他の応試者に閲読させてはならない。

(3) 試験室係員に無断で試験室から退出してはならない。

※　トイレや，喫煙許可（第６参照）を受けた者が喫煙のために途中退出する場合も，挙手し，試験室係員に申し出た上で退出すること。

(4) 昼食等のための外出並びに会場内の食堂，売店及び自動販売機の使用は禁止する。

(5) 自席以外での飲食は禁止する。昼食のほか，持込みが認められた飲物等についても同様である。

７　着席時刻から考試開始までの注意事項

(1) 着席時刻は，必ず遵守する。遅刻した場合は，当日の考試に応試させないことがあるから十分注意すること。

(2) 着席時刻になると，試験監督者から応試に当たっての注意事項を説明するので，特段の事情がない限り，試験室からの退出を認めない。

(3) 注意事項の説明中に，試験室係員が，答案表紙，答案用紙，草稿用紙，考試記録，デイリー六法及び付箋（２色）を配布するが，試験監督者から指示があるまで答案表紙等に触れたり記入したりしてはならない。

(4) 問題用紙配布後，考試開始の合図があるまで，問題用紙に触れてはならない。

8　答案作成に関する注意事項

(1) 配布した問題，考試記録，デイリー六法等を試験室外に持ち出さない。

(2) 配布した問題及び考試記録には書き込みをしてもよいが，デイリー六法は一切の書き込み等を禁止する。

(3) 答案は，特に指示のあった場合を除き，１行おきに記載する。

(4) 答案のページ数は，全ての答案用紙のページ数記入欄に，通し番号で記載する。

(5) 不正行為の誤解を受けないよう，配布した問題，答案用紙及び使用が認められた筆記用具等は，各自の机上に置くこととし，机の中にしまったり，机脇の通路上や鞄の上に置いたりしてはならない。

※　デイリー六法のケースは，机の中又は下に置くよう指示されるので，従うこと。

(6) 答案用紙，草稿用紙及び付箋が不足した場合は，試験室係員に申し出ること。

(7) 答案表紙及び答案用紙に，使用が認められたもの以外の筆記用具で記載し，又は指示された以外の箇所に必要事項以外の記載（応試者の氏名等）をした場合，答案が無効とされることがある。

(8) 途中退出を認める旨の告知があった後は，考試終了時刻前に答案を提出することができる。途中退出を希望する場合には，随時試験室係員に申し出て，その指示に従い，答案，記録等配布したものを全部所定の場所に提出した上で，退出する。

ただし，考試終了時刻１５分前以降は，答案の提出を認めない。

9　考試終了時に関する注意事項

(1) 考試終了の合図があったら，直ちに答案作成をやめる。考試時間終了宣言後の答案作成（ページ数等の記載，綴り込み，綴り直し，挟み込み等を含む。）は，一切禁止する。

(2) 第２「重要事項」に記載したとおり，答案の回収は，試験監督者による考試時間終了宣言時に，答案用紙等の一番上に答案表紙を重ねた上，綴りひもで散逸しないよう結ぶことまで完了しているもののみにつき行う。考試時間終了宣言後の答案用紙等の綴り込み，綴り直し，挟み込み等は，一切認めない。

(3) 考試終了後は，試験室係員の指示に従い，答案，考試記録等配布したものを全部提出する。試験監督者が全員の答案等を回収し，退出の指示をするまで自席で待機する。

１０　試験室からの退出等

会場ごとの注意事項（７ページ及び９ページ）記載のとおり

なお，途中退出した場合も同様である。

１１　その他の注意事項

(1) 応試に当たっては，この応試心得によるほか，試験監督者等の指示に従う。

(2) 考試期間中は，試験室への物品の搬入等を行う係員の進路を妨げない。

(3) 考試期間中に気分が悪くなった場合には，係員に申し出てその指示に従う。

(4) 各考試日とも軽装（常識の範囲内の服装。例えば，上着及びネクタイを外すこと等）で受験して差し支えない。

(5) 病気又は事故により，応試できなくなった場合や，着席時刻に遅れる又はそのおそれがある場合等は，速やかに司法修習生考試委員会庶務担当に届け出る。

(6) 連絡先は，会場ごとの注意事項（７ページ及び９ページ）記載のとおり

考試期間中の家族等との緊急の連絡については，考試事務室において取り次ぐ。

第６　考試における特例措置及び喫煙の届出について

考試期間中の特例措置及び着席時刻から退出指示があるまでの間の喫煙については，別途配布される「平成２７年度（第６９期）司法修習生考試における受験票配布及び特例措置について（事務連絡）」を参照する。

なお，喫煙場所は，司法研修所は西館３階テラス又は西館１階中庭出入口付近，新梅田研修センターは外階段の２階と３階の間の踊り場である（会場ごとの考試試験室配置図参照）。

第７　考試不合格の場合の手続について

１　考試不合格となった場合，裁判所法第６８条及び司法修習生に関する規則第１８条第２号により罷免となる。

２　考試再受験のための再採用については，以下の運用を前提として取り扱われる。

「　考試は，原則として，連続して３回まで受験することができる。

ただし，病気その他やむを得ないと認められる事情により，考試の全部又は一部を受験することができなかった場合には，当該考試については，受験回数として数えないものとすることができる。」

注意事項（司法研修所）

1　中講堂は考試事務室とするので，その付近では立ち止まらず，速やかに通行すること。

2　試験室への入室等

登　庁　時　刻	８時３０分以降
西館への入場経路	西館東側玄関又は１階連絡通路から入場する。 ２～４階の連絡通路を通って入場することはできない。
待　機　場　所	大講堂（座席は前から順番に詰めて座ること。飲食禁止） 大講堂前ホワイエ 大講堂脇の通路 西館エレベーター前の階段 ２～４階のエレベーター前ホール又はラウンジ ※　西館エレベーター前の階段以外の階段を使用することはできない。 ※　試験室準備のため，試験室への入室及び試験室前廊下での待機は認めない。
試験室への入室可能時刻	９時３０分 西館の階段を利用して各試験室に入室すること。 ※　９時３０分以降は全ての階段を利用できる。 ※　９時４５分以降はラウンジ及び個人用ロッカー設置場所への立入りを禁止する。
着　席　時　刻	９時４５分 ※　遅刻した場合，当日の考試に応試させないことがある。

3　試験室からの退出等

各試験室から西館の階段を利用して１階に降り，速やかに退出する。１階ロビー等にとどまらずに，静かに西館から退出すること。

※　２～４階の連絡通路を通って西館から退出することはできない。

4　欠席・遅刻する場合等の連絡先

考試期間前	最高裁判所事務総局人事局任用課試験係 ０３（３２６４）８１１１（内線[redacted]）
考試期間中	司法研修所内考試事務室 [redacted]

考試試験室配置図（司法研修所西館）

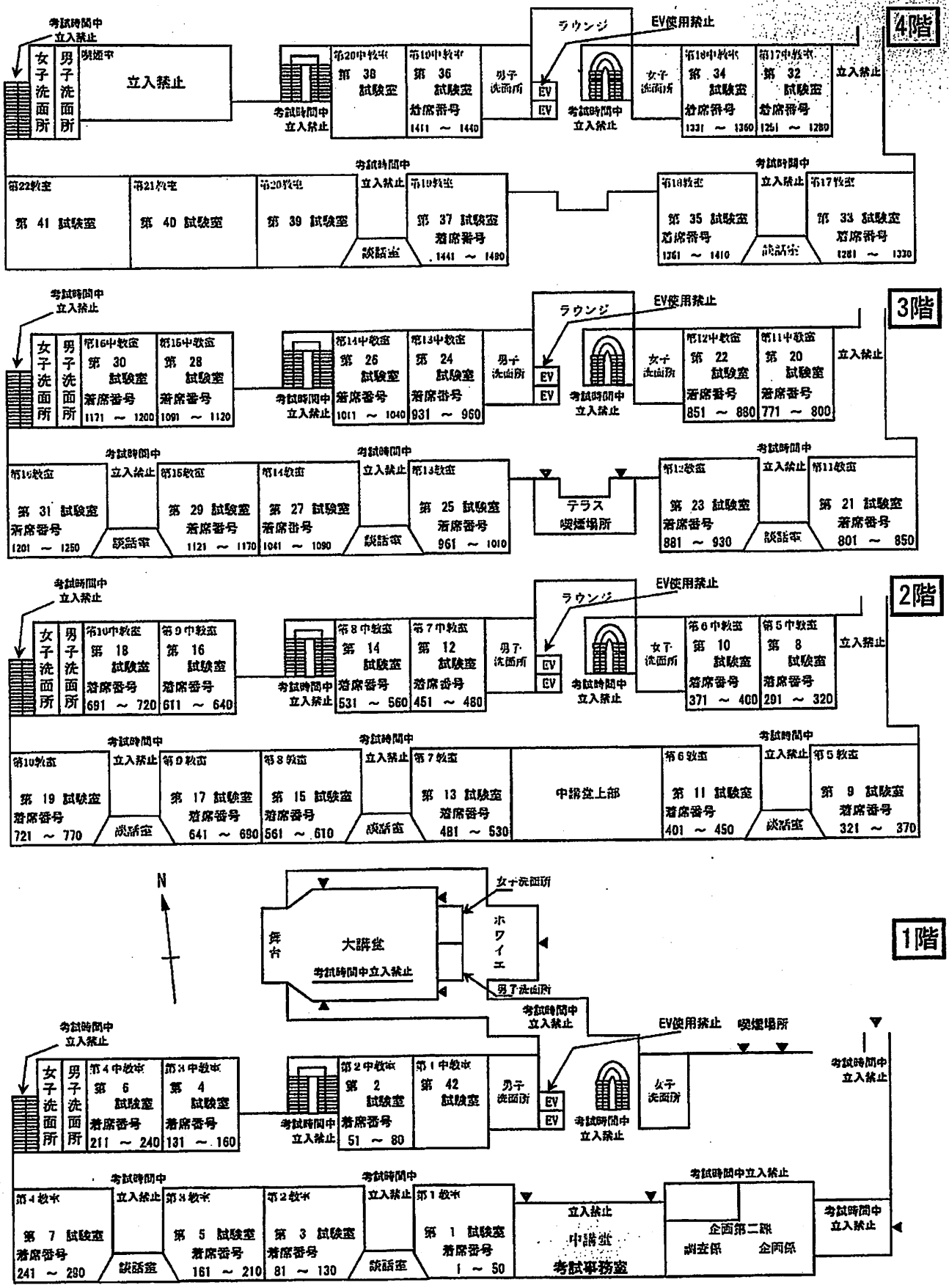

※本図中の「考試時間中」は、「着席時刻から退出の指示があるまで」の意味

※試験室は、当日、会場で確認すること。

案　内　図

司法研修所配置図

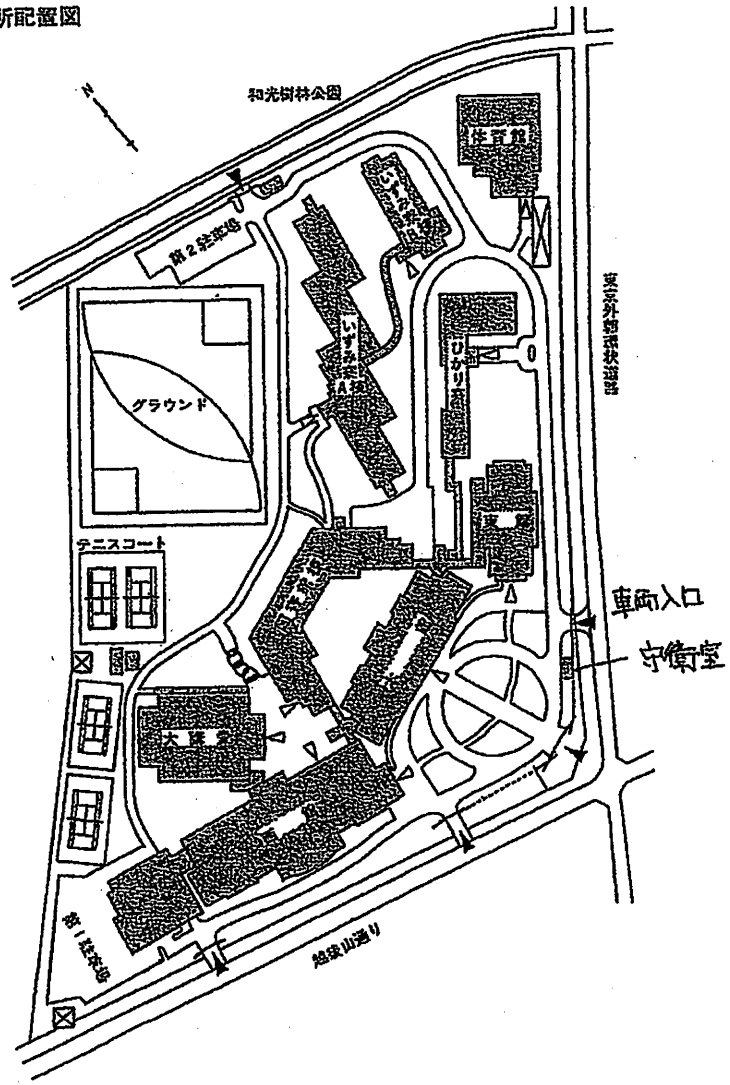

案　内　図

司法研修所案内図

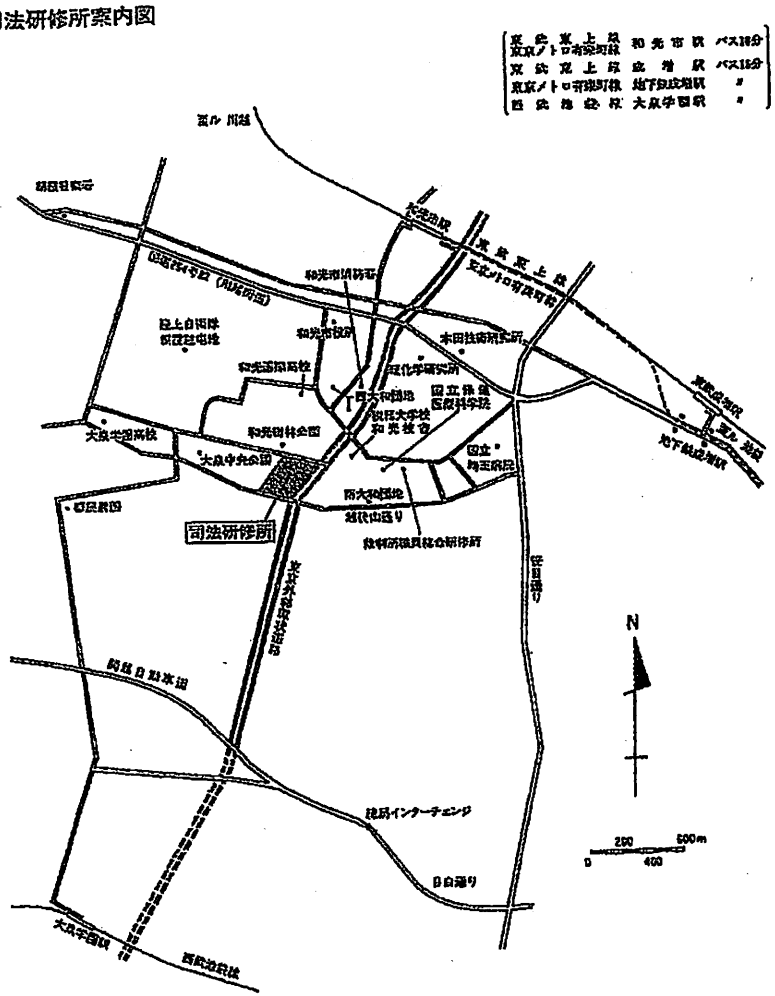

備品・消耗品一覧表（司法修習生考試 司法研修所）

[redacted]